

池上彰さん

Guest Message

子どもたちが
自分の頭で考える力を
養うために、
役立つような本を
書いていきたい。

NHKを退職
後、本格的に執
筆活動に入られ
た池上彰さんに、
NHK時代のこ
と、家庭のこと、そ
して現在についてお話
を伺いました。



PROFILE

いけがみ あきら
1950年長野県松本市生まれ。1973年NHKに記者として入局。松江放送局、呉通信部を経て、1979年に東京の報道局社会部へ。警視庁、気象庁、文部省、宮内庁などを担当。この間、NHK特集で教育問題やエイズ問題を制作。1989年、首都圏向け番組「ニュースセンター845」キャスター(3年間)。1990年「イブニングネットワーク」キャスター(4年間)。1994年から2005年3月まで「週刊こどもニュース」編集長兼キャスターを務める。2005年NHKを退職。

NHK時代に担当した「週刊こどもニュース」のお父さんのイメージが今でも皆さんに残っていると思いますが、実際には「週刊こどもニュース」のようなお父さんという訳には行きませんでした。すでに成人した子どもが3人いますが、仕事で忙しく子育てにはほとんど協力できませんでした。NHKには記者として入社し、警視庁を担当していたので、深夜まで取材が続く、子どもが寝入ってから自宅に戻るという日々でした。変わったのは記者からキャスターに異動になってから。最初に首都圏のニュースのキャスターを務めました。月曜から金曜までの仕事だったので、土・日に子どもたちと触れ合うことができないようになってきました。このとき父親として何かしてやろうと思い、小学生だった子どもたちの就寝前に「読み聞かせ」を始めました。実は記者からの異動のため、アナウンサーの人たちのように原稿を読む訓練ができていなかったため、子どもたちへの「読み聞かせ」が自分にとってもいいトレーニングになったわけです。やってみる

と、なかなか大変でした。まず「読み聞かせ」に向く話を選びます。長すぎず、短すぎず、怖くなく、あまり興奮もしない、そういう話を選び、読み聞かせる。効果のほどはわかりませんが、子どもたちは皆本好きになりました。本を読むことは映像以上に、想像力がはぐくまれると思います。

「週刊こどもニュース」を担当したとき驚いたのは、子どもたちが当然知っていると思うことを知らなかったことです。例えば9・11のテロがあったとき、湾岸戦争の話をしたら、中学生が「湾岸戦争って、第二次世界大戦とどっちが先？」という質問をする。がく然として、この子どもたちの知識のギャップを埋めるためにも本を書かねばと思いました。それは単に現代史を知ってもらいたいからではなく、知った上でどう考えるか、自分の頭で考える力を養って欲しいと思うから。今は精力的に執筆活動をしています。子どもたちが、自分の考えを持った良い市民として育つために、僕が書く本が役に立つたらと思っています。

インフォメーション

平成19年4月1日から

男女雇用機会均等法が変わります！

改正のポイント

1. 性別による差別禁止の範囲の拡大

- (1) 男性に対する差別も禁止されます。
 - (2) 間接差別が禁止されます。
- 間接差別とは…
- 性別以外の事由を要件とする措置であつて、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、
 - 合理的な理由がないときに講ずること
- をいいます
- 【合理的な理由がない場合、間接差別として禁止される措置】
- 募集・採用にあたり、労働者の身長、体重または体力を要件とすること
 - コース別雇用管理における総合職の募集・採用にあたり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
 - 昇進にあたり、転勤の経験があることを要件とすること

2. 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止

- (1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱も禁止されます。
- 省令で定められている理由
 - 均等法の母性健康管理措置を受けたこと
 - 労働基準法の母性保護措置を受けたこと
- (2) 妊娠中・産後1年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

3. セクシユアルハラスメント対策

女性に加え、男性に対するセクシユアルハラスメントも含めた対策を講じることが事業主の義務となります。紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申出を行なうことができますようになります。

4. 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導または健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするための措置(時差通勤、休憩回数増加、勤務時間の短縮、休業等)を講ずることが義務となっています。

紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出を行なうことができますようになります。

※紛争解決援助制度
労働局長による援助と機会均等調停会議による調停があります。詳しくは、厚生労働省埼玉労働局雇用均等室
(TEL 048-600-6210 FAX 048-600-6230)に
お問い合わせください。
(注)2(1)、3、4の規定は派遣先の事業主にも適用されます。

埼玉労働局の相談案内

労働条件に関する紛争、セクシユアルハラスメント等、労働に関するあらゆる分野の相談

埼玉労働局総務部企画室総合労働相談コーナー
さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー16階
TEL 048-600-6262
月曜日～金曜日(祝日は除く)
午前8時30分～午後5時15分

浦和駅西口労働相談コーナー
「労働なんでも相談室」
さいたま市浦和区高砂1-5-1 浦和 ISビル7階
TEL 048-822-0717
月曜日～金曜日(祝日は除く)
午前9時30分～午後5時

さいたま市男女共同参画推進センター

「パートナーシップさいたま」のホームページをご覧ください。

さいたま市のホームページ(<http://www.city.saitama.jp/index.html>)のトップページから「市の施設」の「その他の施設」をクリックしてください。施設の案内や講座の情報などがご覧いただけます。

